

2020 年度 規制・制度改革に関する意見

2020 年 11 月 19 日

目 次

I. 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. デジタル実装による抜本的な生産性の向上・・・・・・・・・・ 2

1. デジタル実装による社会基盤の整備

- ①行政手続の書面・押印・対面の抜本的見直しおよびデジタル化早期実現・・・・・・・・ 2
- ②地方公共団体など手続の標準化、デジタル化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ③「GビズID」および「J グランツ」の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ④マイナンバーの活用による社会基盤の整備およびカードの普及促進・・・・・・・・ 7
- ⑤オンライン診療・服薬指導の時限的特例措置の恒久化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ⑥教育のICT化を進めるための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2. 企業の生産性向上に資する行政手続の見直し

- ①電子帳簿保存法の要件緩和による中小企業・小規模事業者の電子帳簿の促進・・ 9
- ②食品衛生責任者等の各種講習会のオンライン化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ③「中小企業倒産防止共済」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・・・・・・・・ 11
- ④税理士2カ所事務所の設置禁止要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

III. 大胆に改革を進めるべき喫緊の課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1. 民間の創意工夫を活かした地方創生の推進

- ①道路占用許可基準の緩和の拡大および恒久化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ②乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和・・・・・・・・・・ 13
- ③商店街振興組合の総会の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ④プレミアム付き商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し・・・・・・・・ 14
- ⑤所有者不明土地の発生を予防する制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ⑥老朽マンション建替え決議の要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ⑦鳥獣被害防止の観点からの適切な保護管理の推進および諸規制の弾力的見直し・ 16

2. 中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援

- ①介護サービスにおける人員配置基準の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ②建設業における技術者の配置要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ③ドローンの有人地帯での目視外飛行へむけた環境整備・・・・・・・・・・ 19
- ④企業による農地の直接所有の要件緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ⑤飲食店等が少量の加工食品を製造する際の施設基準の緩和・・・・・・・・ 21
- ⑥出張理容・出張美容業務の申請の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ⑦法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

3. 多様な人材の活躍推進

- ①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ②高度プロフェッショナル制度の普及・定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ③災害発生など緊急時における「年次有給休暇の取得義務化」の適用除外・・ 24
- ④特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大および在留申請手続の簡素化・・ 24
- ⑤在留資格「特定活動」の許可要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ⑥離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し・・・・・・・・ 26
- ⑦障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ⑧審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

IV. 実効性のある規制・制度改革の加速・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- ①「one in two out 制度」の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ②スーパーシティ構想実現の強力な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ③期間を定めた規制緩和措置の特例の活用による規制改革の推進・・・・・・・・ 30
- ④特区の特例措置が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開・・ 31

I. 基本的考え方

- わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、リーマンショックを超えるマイナス成長に陥り、インバウンド消滅による観光・サービス業への打撃、海外需要の減少による製造業の受注減など幅広い産業で、かつてない危機的状況に直面している。事業者の多くは、需要の蒸発という経験したことのない事態に見舞われ、長期にわたって厳しい経営環境に置かれている。
- コロナ禍は、人口減少・少子高齢化、人手不足等といったわが国の構造的課題に加え、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中等、従来から行政・企業・地域経済が抱えていた課題を改めて浮き彫りにした。その一方で、リモートワークや遠隔授業、オンライン医療等の急速な普及を契機に、多様で柔軟な働き方の導入や二地域居住への関心の高まり、企業の地方拠点強化等の地方分散型社会に向けた動きも活発化している。
- 今後、コロナ禍で顕在化した課題等を解決していくためには、新たな感染の波が発生しても、感染拡大防止と社会経済活動を両立できる環境の整備とともに、コロナ禍で進展した変革の流れを力強く後押しする官民を挙げた社会全体のデジタル化の推進、地域の経済循環を高める「地方創生」を強力に推し進めるための規制・制度改革を早急に断行すべきである。
- 更に、事業者の新たな挑戦やイノベーション、多様な人材の活躍を支援するとともに、わが国における喫緊の課題である「生産性向上」と「人手不足対策」に向けた取り組みも不可欠である。
- 特に最優先すべきは、生産性を高めることであり、そのために必要なデジタル化やさまざまな技術の実装・利活用は、縦割り行政の打破や規制改革と一体的にトータルで進めなければ実現できない。
- これらの基本的な考え方のもと、国および自治体におかれては、以下の規制・制度改革とともに、創設予定のデジタル庁を司令塔として国民がデジタル化の利便性を実感できる社会の構築に迅速に取り組むよう、強く要望する。
- 当所としても、全国の商工会議所とともに改革の実現に向けて、政府に対して最大限の協力を行う所存である。

II. デジタル実装による抜本的な生産性の向上

1. デジタル実装による社会基盤の整備

①行政手続の書面・押印・対面の抜本的見直しおよびデジタル化早期実現

【要望内容】

- ア. 行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直し
- イ. 「行政サービスの100%デジタル化」の早期実現
- ウ. オンライン手続の利用率向上に向けた取り組みの推進
- エ. エンドツーエンドでのデジタル化

【全省庁】

【理由】

（ア. 行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直し）

政府は、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて、全ての行政手続を対象に、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すとしている。押印を求める行政手続については既に14,992件の内、5,189件は廃止済・廃止決定、9,711件は廃止の方向、83件のみ存続との各府省からの回答もある。行政手続の見直しを通じた企業の生産性向上の観点からも有効であり、添付書類の削減など手続自体の簡素化・標準化と共に速やかに実現されたい。

また、真正性の確保等の観点から、押印廃止としたものを自署などに置き換えることは非対面での手続推進という観点から行うべきでなく、電子署名など代替手段による対応も行うべきである。例えば、緊急事態宣言下において労使協定を非対面の電子契約の形式で締結したが、労働基準監督署において認められなかったため、再度対面で押印手続を行うという事例もあったが、このような対応は避けるべきである。

なお、現状の行政手続は、メールは認めずFAXのみの受付とする手続も多く、事業者の負担となっており、手続方法についても迅速な見直しが必要である。（例：企業年金の導入企業から地方厚生局への報告書、年金事務所への社会保障協定手続、第二海堡上陸申請書など）

行政に提出する請求書、見積書への社印・代表者印の押印などについても、政府共通の方針を定め、速やかに廃止すべきである。地方公共団体や学校等においても同様の対応が推進されるよう、周知などを通じて更に促すことが必要である。

（イ. 「行政サービスの100%デジタル化」の早期実現）

「デジタル・ガバメント実行計画」の早期実現により、国民や事業者がデジタル化の便利さを実感できるようにすべきである。「行政サービスの100%デジタル化」については、デジタル化3原則であるデ

デジタルファースト（個々の手続きが一貫してデジタルで完結）、ワンストップ（一度提出した情報は再提出不要）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスも含め、どこでも／一カ所でサービス実現）の徹底が重要であり、各省庁や地方自治体、行政機関の間の垣根を超えた、スムーズな連携を推進する司令塔「デジタル庁」創設に期待する。

（ウ. オンライン手続きの利用率向上に向けた取り組みの推進）

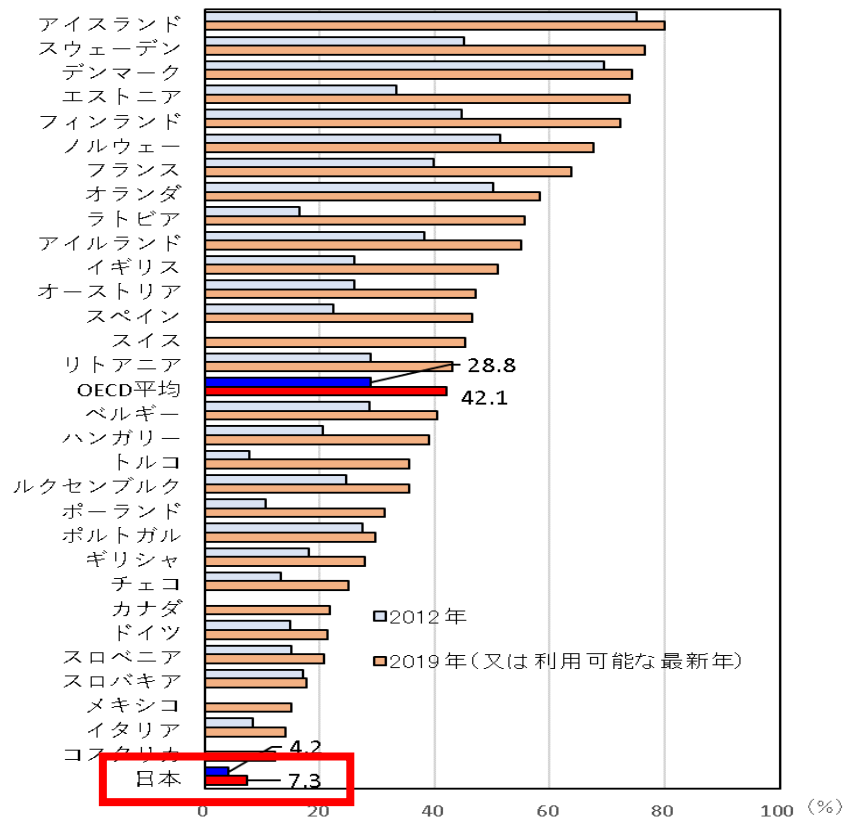
オンライン化に当たっては、利用者目線で「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」になるよう取り組むことが肝要である。例えば、36協定に係る届出についてはオンライン化実現済みとしながらも、実際の電子申請は1%に止まっている実態があり、普及しない原因についても調査し、対策を講じていく必要がある。（例：各種社会保険関係手続、謄本・印鑑証明書のオンライン申請など）

なお、「GO TOトラベル」や「GO TOイート」といった施策は、新型コロナウイルス感染拡大に苦しむ宿泊業、飲食業への強力な支援策であるが、同じ内容を何度も登録するなど事業参加手続の課題が、事業者の参加拡大や政策効果の波及の妨げとなってしまう事例も見られる。施策の実施に当たっては、事業者が使いやすい手続とするべきである。

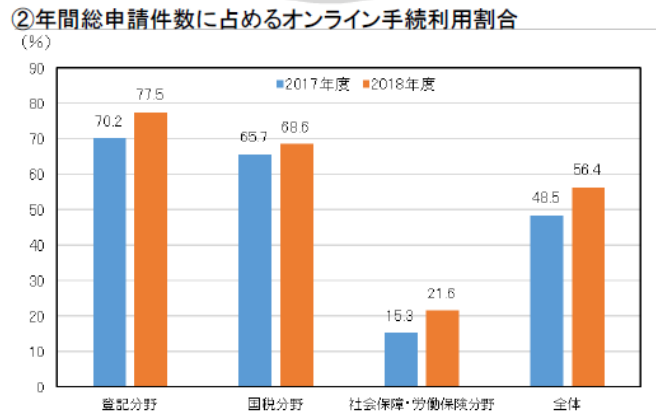
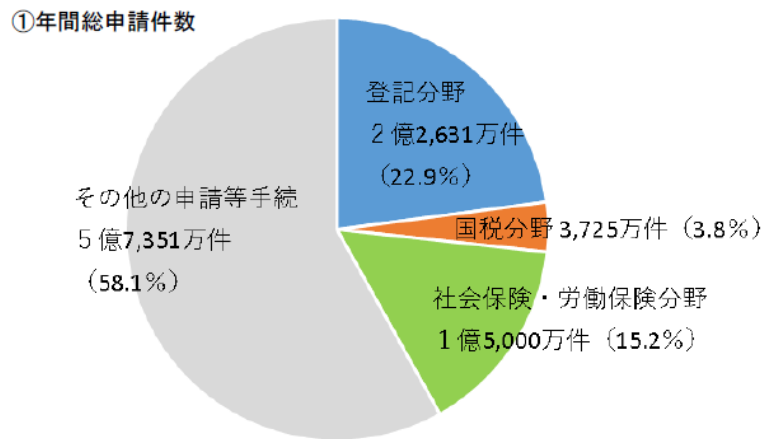
（エ. エンドツーエンドでのデジタル化）

国は電子申請に対応しているも、健康保険組合や労働保険事務組合がシステム対応しておらず、各種手続の書面郵送、押印を求められ、テレワークができない事例が多数ある。例えば、第3号被保険者関係届など年金事務所に健康保険組合の書類提出が必要となる場合、健康保険組合で書面の電子化に対応していないことから、年金事務所に提出する書面は全て紙となっている。健康保険組合や労働保険事務組合に対し、電子化対応のための支援を行い、エンドツーエンドでのデジタル化を図るべきである。

(注) 国の行政手続のオンライン利用率 (日本の行政手続のオンライン化は進んでいない)



(注) 主要分野におけるオンライン手続利用率 (登記・国税以外の分野の利用率は低水準)



(出典：令和2年10月 第15回経済財政諮問会議資料)

②地方公共団体など手続の標準化、デジタル化の推進

【要望内容】

- ア. 地方公共団体の行政手続の簡素化・標準化
- イ. 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進
- ウ. 地方公共団体の地理情報等のオンライン化

【全省庁】

【理由】

(ア. 地方公共団体の行政手続の簡素化・標準化)

地方公共団体における行政手続は、地方公共団体ごとに書式・記入項目や添付書類が異なり、複数の地方公共団体に対して手続を行う事業者にとって業務負担が大きくなっている。例えば、個人住民税の特別徴収の際に必要な給与支払報告書（総括表）は、市区町村ごとに様式が異なり、作成に手間がかかっている。このため、国が、押印を原則廃止した上で、統一の様式を作成し、その普及に取り組むべきである。

また、地方公共団体自らにおいても、事業者等からの申請手続に係る押印について、原則廃止の方針で速やかに見直すべきである。（例：保育園の入園手続に必要な「就労証明書」、国民健康保険の手続書類など）

また、一部の地方公共団体では、市道などとの土地の境界確認について、立会を求める書類申請に実印の押印と印鑑証明書の添付を要求している。実印の押印等を要求していない地方公共団体も多くあり、また、申請ごとに必要とされるため事業者の負担は大きいことから、廃止すべきである。建築確認申請など建設に係る行政手続について、事業者から簡素化、オンライン化を求める声は大きく実現に取り組みたい。

(イ. 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進)

行政手続の簡素化・標準化をした上で、オンライン化を強力に推進して事業者の行政手続コストを軽減し、生産性の向上を後押しすべきである。

政府は 2025 年度までに地方公共団体ごとに異なる行政システムを統一する方針を示しており、着実に実行されたい。

オンライン化に当たっては、エンドツーエンドでの対応が重要であり、新規申請や更新申請はもちろんのこと、変更申請についても考慮すべきである。例えば、地方公共団体の競争入札参加資格のオンライン申請において、代表者や本社所在地など企業情報の変更を行った際、ほぼ全ての地方公共団体の手続は、電子申請を行った後に、改めてその内容を出力し、登記簿謄本など添付が必要な書類を提出する紙申請を組み合わせる流れとなっていたという事例もある。更に、共同運営システム宛と地方公共団体宛と双方に個別郵送を求めるケースもあ

る。法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携による登記事項証明書および納税証明書の提出不要化を進めるとともに、財務諸表などの内容のオンライン確認などによる添付書類の削減についても検討されたい。なお、既存システムについてもまずは少なくとも添付資料をシステム上で提出でき、紙での申請をなくす仕組みを検討されたい。

(ウ. 地方公共団体の地理情報等のオンライン化)

地方公共団体が管理する道路台帳、上下水台帳、土砂災害警戒区域などの地理情報についてもオンラインで参照できるよう、行政の情報公開のオンライン化を推進すべきである。

③「G Biz ID」および「J グランツ」の活用促進

【要望内容】

G Biz IDの横断的導入など共通認証基盤の活用促進
J グランツの活用促進

【全省庁】

【理由】

事業者向けオンライン手続については、社会保険手続などに導入したG Biz ID（法人共通認証基盤）の活用を、各省庁に加え地方公共団体においても進め、ID・パスワード方式を原則化し、ICT専門人材がいない中小企業等においても使いやすい利用者目線で整備すべきである。また、補助金の申請・報告・請求等におけるJ グランツについても、各省庁および地方公共団体での活用を促進されたい。

(注) G Biz ID (法人共通認証基盤) イメージ図



(出典: 「G Biz ID クイックマニュアル gBizID プライム編」 (経済産業省))

④マイナンバーの活用による社会基盤の整備およびカードの普及促進

【要望内容】

- 災害時の対応機能拡大
- ワンカード化の推進
- マイナンバーカード取得促進に向けた体制整備

【総務省】

【理由】

真に救済が必要な者を迅速かつ確実に支援する基盤としてマイナンバーが活用できるよう整備すべきである。また、給付を行う場合の銀行口座との紐づけなど、行政手続の簡素化により、支援のスピードアップを図ることが重要である。

大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるのみならず、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、マイナンバーカードについては、本人同意のもとに必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。

災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合（ワンカード化）を進めるべきである。健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されているが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。

政府は2023年3月末までにほぼ全ての住民がマイナンバーカードを保有するという目標を示しているが、現状ではカードの受取は地方公共団体窓口に限られており、受取にかかる個人の負担は大きい。土日・平日夜間開庁などにより、社会人が受け取りやすい休日交付や夜間交付の時間帯拡充を図る地方公共団体が増加してはいるものの、マイナンバーの更なる普及を図るためには、カードの郵送交付など他の方法も検討すべきである。

(注) マイナンバーカードの普及状況

	令和元年4月末	令和元年10月末	令和2年4月末	10月1日時点
累計 交付実施済数	1,680万人 +142万人	1,822万人 +260万人	2,082万人 +529万人	2,611万人
人口に対する 交付枚数率	13.2%	14.3%	16.3%	20.5%

(出典：令和2年6月 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ資料を基に日本商工会議所事務局にて作成)

⑤オンライン診療・服薬指導の時限的特例措置の恒久化

【要望内容】

時限・特例措置で解禁されたオンライン診療・服薬指導の恒久化

【厚生労働省】

【理由】

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、初診におけるオンライン診療を可能としているが、流行収束までの時限的措置としている。



コロナ禍を機に医療機関のオンライン診療の導入は進み、厚生労働省によると、4月下旬時点では10,812施設だったオンライン対応が、6月末には16,095施設に急増した。10月末現在も全医療機関(110,916施設)のうち15%に当たる16,587施設がオンライン診療に対応しており、その内、約4割の施設は初診から活用している。

今後も院内感染を含む感染防止、医療従事者と患者双方の安全確保の観点から、オンライン診療の果たす役割は大きい。

また、医師の地理的偏在や診療科目の偏在を是正するためにも、ICTを活用したオンライン診療・服薬指導の普及により、医師不足地域でも一定水準の医療サービスを受けられる環境整備を進める必要がある。

オンライン診療については、重篤化が懸念される一部の病気などもあることから、対面診療とのバランスを考慮しつつ、原則初診から診療が可能になるよう恒久的な措置とするべきである。

(注) ポスト新型コロナウイルス感染拡大防止措置後の オンライン診療に関する特例設置について

	現行法	4月10日付事務連絡による時限的特例措置
初診	×	○
再診	○ 3か月間毎月対面診療後	○
手段	テレビ電話 	テレビ電話 又は 音声電話等 
診療報酬	再診料 71 医学管理料 100	初診料 214 再診料 73 医学管理料 147
保険対象	生活習慣病など10種類の オンライン診療料対象管理料等 算定対象者のみ	特定なし

(出典：令和2年5月 第44回国家戦略特別区域諮問会議資料)

⑥教育のICT化を進めるための環境整備

【要望内容】

遠隔授業における同時双方向要件の撤廃
高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和
オンライン学習教材の活用に向けた支援

【文部科学省】

【理由】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワーク整備など教育のICT化の環境整備が前倒しされたほか、臨時休校になった際に学校再開までの期間、一部の学校においてテレビ放送を活用した学習や教師による授業動画を配信するなど、さまざまな手段で学びを保障するための活動が行われた。

一方で、国が授業として認める遠隔授業は、同時双方向型で受信側に教師がいることを必須要件としており、児童生徒が自宅からICTで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるため、オンライン上の教育コンテンツを使用した場合については、どんなに優良な教育コンテンツであったとしても正式な授業として認められていない。

今後、新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザによる学級閉鎖や自然災害時等の非常時においても、児童・生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整える必要がある。

遠隔授業において、同時双方向型以外の教育コンテンツを使用した場合についても、同等の効果が見込まれる場合については、正規の授業として認めるように要件を緩和すべきである。また、高校・大学における遠隔授業の単位取得数の制限緩和も必要である。更に、オンライン教育の実施に当たっては学習教材についても、ICTの特性を活かし能力や習熟度に応じたものを使用できるよう、必要な支援を行うべきである。

2. 企業の生産性向上に資する行政手続の見直し

①電子帳簿保存法の要件緩和による中小企業・小規模事業者の電子帳簿の促進

【要望内容】

電子帳簿保存法の要件緩和

【財務省】

【理由】

電子帳簿保存法は、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、書面での保存に比べ厳格な要件を課している。しかし、中小企業の場合

合、経理処理に割ける人員は少なく、とりわけ小規模事業者においては経営者本人が経理事務を担うケースも多く、電子帳簿保存法が定める要件を満たすのは困難である。

改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した中小企業・小規模事業者においては、以下のとおり要件緩和すべきである。

なお、電子帳簿保存法は、書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討すべきである。

＜事前申請の撤廃＞

- ・電子帳簿保存やスキャナ保存に係る税務署への承認申請を不要とする（少なくとも期中での申請を認める）。

＜帳簿書類保存要件の緩和＞

- ・小規模事業者においては、特例として事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和する。

＜スキャナ保存要件等の緩和＞

- ・小規模事業者においては、特例として「事務処理規定等の備付け」を不要とする。更に税理士の関与がなくとも、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とする。
- ・税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とする（現行の「小規模企業者特例」を中小企業も対象とする）。
- ・「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長する。
- ・3万円未満の少額取引については、タイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とする。
- ・会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とする。

②食品衛生責任者等の各種講習会のオンライン化の推進

【要望内容】

食品衛生責任者実務者講習会のオンライン化の普及・促進
防火・防災管理者講習のオンライン化
建築士定期講習のオンライン化

【厚生労働省、消防庁、国土交通省】

【理由】

一部地方公共団体では、食品衛生責任者実務者講習会については、従来の集合型の研修ではなく、Eラーニング方式による開催を行っており、他の講習会についても、動画や書面を活用して事業所などにいながら新たな知識を習得できる方法にすべきである。定期的に指定された日時・場所などに出向いて受講しなければならない講習会は事業者にとって負担感が大きく、大人数で集合することによる感染リスクもあるため、いち早く対応すべきである。

(注) 食品衛生責任者実務者講習

食品衛生法に基づき、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）にて、食品衛生責任者は、「都道府県知事、指定都市長及び中核市長（以下「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること」となっており、食品衛生責任者本人が、毎年、指定された日時・場所で講習会を受講しなければならない。

(注) 防火・防災管理者講習

大規模・高層の建物の管理権原者に対して、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な知識および技能を有する資格者の中から防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることが義務付けられており、消防法上、防災管理者となるには登録講習機関による講習を受ける必要があるとされている。防災管理講習は5年ごとに義務づけられている再講習も含め、申込時から消防署の窓口を訪問する必要がある、2日間にわたり講習会を受講しなければならない。

(注) 建築士定期講習

建築士法では、建築士事務所に属する一級・二級・木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習の課程を修了することとされている。未受講により懲戒処分を受けると、国土交通省ホームページ等において氏名や登録番号等が公表されるとともに、処分歴が建築士名簿に記載される。

③「中小企業倒産防止共済」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減

【要望内容】

新規加入時、預金口座のある金融機関に事前押印を求める「金融機関口座確認印」の廃止

掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続のオンライン化

【中小企業庁】

【理由】

「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」「小規模企業共済」に係る手続は全て紙であり、電子申請ができない。

商工会議所など委託団体で新規加入を行う際、掛金を引き落とす口座のある金融機関で、「掛金預金口座振替申出書」の確認印の押印が事前に必要となっている。公共料金自動引落や、民間のクレジットカード引落口座登録手続などにおいては行われていない手続であり、事業者の負担となっており、本制度の利用促進を阻害している。

利用者の利便性向上や感染拡大防止、ならびに行政手続のデジタル化・オンライン化を推進する観点から、「金融機関口座確認印」の廃止と申請手続のオンライン化を図るべきである。

④税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和

【要望内容】

税理士の2カ所事務所の設置禁止要件の緩和

【国税庁】

【理由】

「税理士がその職務をテレワークなど在宅勤務とする際、税理士法第40条第3項の「2カ所事務所の設置禁止」に抵触する恐れがあるため、見直すべきである。

Ⅲ. 大胆に改革を進めるべき喫緊の課題

1. 民間の創意工夫を活かした地方創生の推進

①道路占用許可基準の緩和の拡大および恒久化

【要望内容】

道路占用許可基準の緩和の恒久化
道路占用許可の申請主体の制限緩和
道路占用許可の手続のオンライン化・ワンストップ化

【国土交通省、警察庁】

【理由】

国土交通省は、新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、路上利用の占用許可基準を緩和して、テイクアウト販売、テラスにおける飲食提供等を時限的（2021年3月31日まで）に認めているが、地域活性化に資する本措置について、制度の恒久化を検討すべきである。

更に、占用許可は地元協議会や民間団体が申請することになっているが、本制度の一層の活用を促すためにも、個別店舗による申請を認めるように要件を緩和すべきである。

道路占用に当たっては、道路管理者である行政と警察への窓口申請手続のほか、食品営業の場合は保健所への相談・確認届出が必要となっており、手続が非常に煩雑となっている。事業者の負担軽減のため、オンライン化・ワンストップ化の取り組みを進めるべきである。

また、地域によっては、道路使用の際に警察へ提出する誓約書の提出が申請者だけで良いケースもあれば、2週間ごとに全ての店舗の誓約書の提出を求める等のばらつきがあり、一部の地域では事業者および申請者に非常に大きな負担となっている。まず、国は負担が少ない手続方法を指針として示し、事業者の負担軽減を進めるべきである。

②乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和

【要望内容】

乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続の要件緩和

【国土交通省】

【理由】

事業者が乗合バスの許可を受けるに際しては、路線、停留所、運賃等を記載した事業計画を事前に運輸局へ申請しなければならない。申請された内容については、標準処理期間が設けられているが、いずれも長期間を要するため、市場や社会情勢に応じた柔軟な路線変更や価

格設定等を困難としている。（標準処理期間例：事業計画の変更認可（路線変更）：2カ月、上限運賃料金の認可：3カ月）

利用者のニーズや需要の変化に即応する必要があることから、乗合バス事業者の運行計画・運賃等について、柔軟な変更を可能とするよう許可申請手続の要件を緩和すべきである。

③商店街振興組合の総会の簡素化

【要望内容】

商店街振興組合の総会における書面投票や電子投票等の許容

【中小企業庁】

【理由】

商店街振興組合法では「通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない（第57条）」とされている。開催にあたっては書面投票や電子投票が認められていないために、コロナ禍においても通常開催として実施しなければならないことが浮き彫りとなった。一方で、会社法の適用を受ける組織については、会社法第298条第1項第3号、第4号に基づき、総会の簡略化が認められている。

商店街振興組合法においても、会社法と同様に書面投票と電子投票等を採用することで、議決権行使の簡素化・デジタル化を早急に実施すべきである。

（注）会社法第298条（会社法では総会の簡略化が認められている）

取締役は、株主総会を招集する場合、次の事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

④プレミアム付き商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し

【要望内容】

資金決済法の保証金供託制度の要件緩和

【財務省】

【理由】

地方公共団体では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを財源とし、消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム付き商品券事業を実施し、多くの商工会議所で商品券発行に取り組んでいる。

資金決済法の保証金供託制度により、国・地方公共団体等以外が有効期限6カ月超のプレミアム付き商品券を発行する場合、一定の条件の下、発行保証金を供託しなければならない。他方、商工会議所・商工会については、供託を不要とする有効期間の延長特例があるが、個別の認定手続が必要となっている。

業種によって異なる需要のタイミングに応じた柔軟な支援を行うことが求められていることから、商工会議所等におけるプレミアム付き商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、資金決済法上の保証金供託が必要となる有効期間の要件を、現行の6カ月超から12カ月超に延長すべきである。

なお、商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託制度の対象外とすることについても検討すべきである。

⑤所有者不明土地の発生を予防する制度の導入

【要望内容】

相続による土地所有権を放棄できる制度の導入
相続登記の申請の促進策、あるいは義務化

【国土交通省】

【理由】

人口減少の進展に伴い、土地の需要縮小・価格下落が進行し、土地所有者の土地への関心が失われ、適切に管理されていない土地が増加している。

このため、土地の権利の帰属に争いがなく、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担する等、一定の要件を満たす場合に限定して、土地所有権の放棄（土地所有権の国への移転）を可能とし、放棄された土地を国等の公的機関において管理する制度の創設を検討すべきである。

また、合わせて相続登記の申請を促進するための取り組みとして、一定期間内に相続登記を行った者に対する登録免許税・手続費用の減免措置等インセンティブ付与や、相続登記申請義務の実効性を確保するための相続人申告登記（仮称）の創設（法定相続分での相続登記とは別に、新たに、死亡した所有権の登記名義人の相続人が行う登記）、あるいは国民的な理解の下、一定期間内に相続登記完了を義務づける制度の創設等が必要である。

(注) 国土交通省の「平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在不明な土地の割合は約22.2%であり、その要因として「相続による所有権移転の未登記」が約65.5%、「住所変更の未登記」は約33.6%、「売買・交換等による所有権移転の未登記」は約1.0%であった。**所有者不明土地の発生を予防するためには、相続登記等を活用することが重要**である。

⑥老朽マンション建替え決議の要件の緩和

【要望内容】

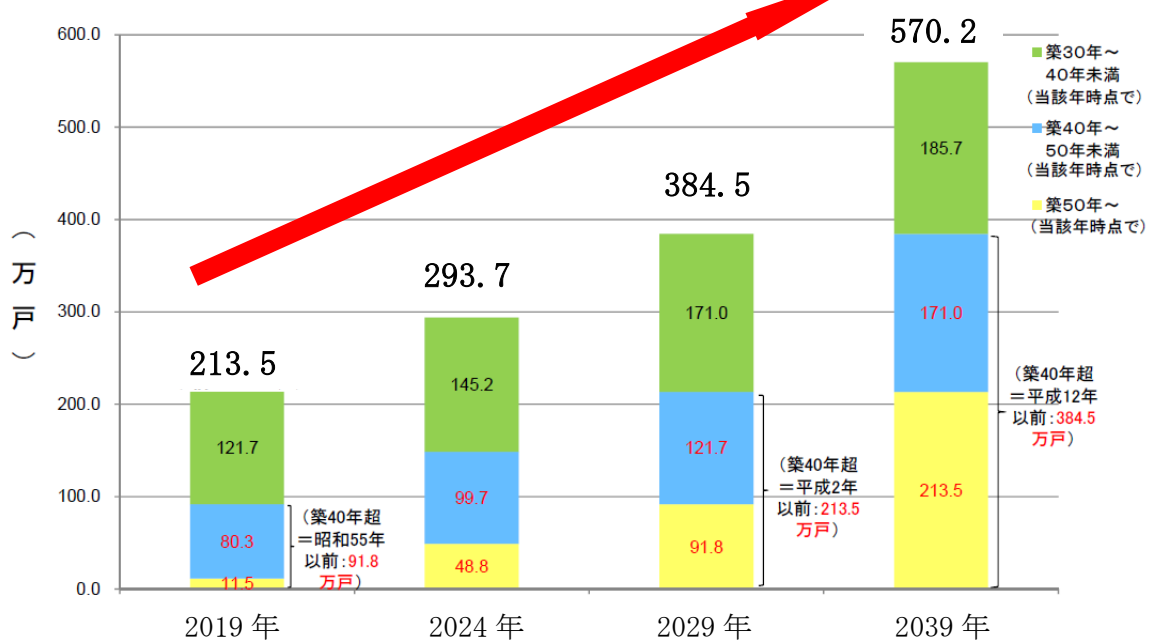
区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和

【法務省、国土交通省】

【理由】

老朽マンションの再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっている。このため、成立要件を緩和すべきである。

(注) 築後30年超の分譲マンション戸数



(出典：国土交通省資料を基に日本商工会議所事務局にて作成)

⑦鳥獣被害防止の観点からの適切な保護管理の推進および諸規制の弾力的見直し

【要望内容】

地域の実情に応じた鳥獣保護管理、被害防止対策等を実施するための事業者、実施期間、区域の設定等の弾力的運用、諸手続の簡素化

【環境省、農林水産省、国土交通省】

【理由】

自然保護や環境、生物多様性の保全等の鳥獣保護管理制度の趣旨については、多くの国民の支持するところであるが、近年、全国各地でシカ、イノシシ、クマ、サル、カワウ等による人的被害、農林水産業への被害、生態系被害が多発している。近年はカモシカ等の保護対象となっている鳥獣による被害も報告されており、全国的に被害を食い

止める決め手に欠く現状を鑑みると、地域の実情に応じた保護管理のあり方、諸規制の弾力的な見直しが必要不可欠である。

具体的には、地域の実情に応じた効果的な捕獲事業、被害防止対策等を実施するため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間の複数年化、隣接都道府県・市町村、国の管理地域との連携事業も含めた広域化を推進するとともに、認定鳥獣捕獲等事業につき、認定事業者が存在しない府県が複数存在するほか、認定事業者数はわずか148（2020年8月末現在）と伸び悩んでいることから、必要な要件緩和と手続の簡素化を実施すべきである。

鳥獣の被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、複数の市町村、都道府県による広域的な捕獲・防護等の対策を連携協力して推進することが不可欠であり、国が管理する河川、道路、国有林、国立公園等の地域も含めた対応が必要な場合は、国も積極的に自治体と連携協力することが重要である。また、市町村、都道府県内の組織においても鳥獣管理を行う環境部門と、被害防止対策を実施する農林水産部門による横断的な取り組みも必要である。更に農林水産業に従事していない地域住民における鳥獣保護管理、被害防止対策に関する理解促進も欠かせない。現在、防護柵等の設置、維持管理、狩猟捕獲等免許の維持更新、処理施設への移送や埋設場所の確保等について人的負担や経済的負担が過重となっている農林水産事業者への支援についても拡充されたい。

2. 中小企業の生産性向上、新たな挑戦とイノベーション支援

①介護サービスにおける人員配置基準の緩和

【要望内容】

介護サービスの人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）の緩和

【厚生労働省】

【理由】

近年、ICT、AI等の活用、技術革新による介護サービスの質の向上、生産性向上に向けた取り組みが進展する中で、他分野に比べて遅れていた文書の簡素化・標準化等に加え、行政手続の簡素化も飛躍的に改善することが見込まれ、介護サービスの更なる充実に専念・集中できる体制が整いつつある。これら介護サービスの質と生産性の向上に見合った合理的な人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）の見直しが必要であり、基準を緩和すべきである。また、介護分野の人手不足や今後の介護サービス需要

の伸びに対応した介護制度の持続可能性の確保に向け、引き続き新技術やノウハウ導入に関する手厚い支援も実施すべきである。

(注) 通所介護サービスを提供するために必要な職員

人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超える場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

(出典：令和2年10月 第188回社会保障審議会介護給付費分科会資料)

②建設業における技術者の配置要件の緩和

【要望内容】

- ア. 専任技術者の配置要件の緩和
- イ. 監理技術者の配置要件の緩和
- ウ. 主任技術者の配置要件の緩和

【国土交通省】

【理由】

(ア. 専任技術者の配置要件の緩和)

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設工事についての専門的知識が必要となる。また、見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業は、各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した専任技術者を設置しなければならない。更に、建設業法では、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされているため、その営業所に常勤していることが必要である。

一方で、建設業界における技術者不足が深刻化するなか、限られた人材を効果的に活用することが求められている。

このため、ICTを活用することで、常勤として営業所で勤務する場合と同程度の勤務環境を担保できる場合については、専任技術者の現場配置を可能とするべきである。

(イ. 監理技術者の配置要件の緩和)

建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工

事の場合は、6,000万円)以上となる場合には、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を設置し、建設工事の適正な施工を確保することとしている。

改正建設業法が施行された10月1日以降、監理技術者は、「監理技術者補佐」を専任させた場合について、二つの現場兼務が可能となったが、年間を通じて工事を多く受注する事業者にとっては、引き続き人材の確保が困難となっている。

このため、ICTの活用によって、常駐の場合と同程度の施工管理が担保できる場合については、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を更に緩和するべきである。

(ウ. 主任技術者の配置要件の緩和)

建設業法では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。

一方で、建設業許可を取得していない事業者が行う小規模工事（請負代金の額が500万円未満）の場合は、主任技術者の配置は求められていない。

このため、建設業の許可を受けた事業者においても、建設業許可を取得していない事業者が請負可能な500万円未満の工事に関しては、主任技術者の配置要件を撤廃すべきである。

③ドローンの有人地帯での目視外飛行へむけた環境整備

【要望内容】

ドローンの有人地帯での目視外飛行へむけた環境整備

【国土交通省、経済産業省】

【理由】

わが国農業は従事者の高齢化や深刻な労働力不足問題に直面しているが、農林水産業は成長産業としてポテンシャルが大きく、国際環境への対応を含め、更に維持・発展させていくことが強く求められている。また、農政業務についても、効率化を求められる流れは加速しており、迅速な行政サービスの実現が必要となっている。

そのような環境下において、ICTなど最先端技術とデータを駆使し、農林水産業の生産性や農政業務の効率化を向上させることは必須であり、その有効な手段の一つとして、より広い分野でドローンを活用できる環境整備が必要である。

現在、重量200gを超えるドローンは無人航空機として、航空法の定めに従い、目視外飛行においては補助者が必須となっているが、

実証レベルでは、山、海水域、河川、森林など無人地帯に限った補助者なしの目視外飛行の検証も進んでいる。政府は小型無人機の安全な利活用のための技術開発と環境整備のため、「空の産業革命に向けたロードマップ2019（小型無人機の安全な利活用のための技術開発と環境整備）」において、2022年度の有人地帯での目視外飛行の実現、より高いレベルを支える制度設計の基本方針の策定と環境整備を行うことを目標として示しており、達成に向け、必要な制度整備等を着実に進めるべきである。

④企業による農地の直接所有の要件緩和

【要望内容】

農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有

【農林水産省】

【理由】

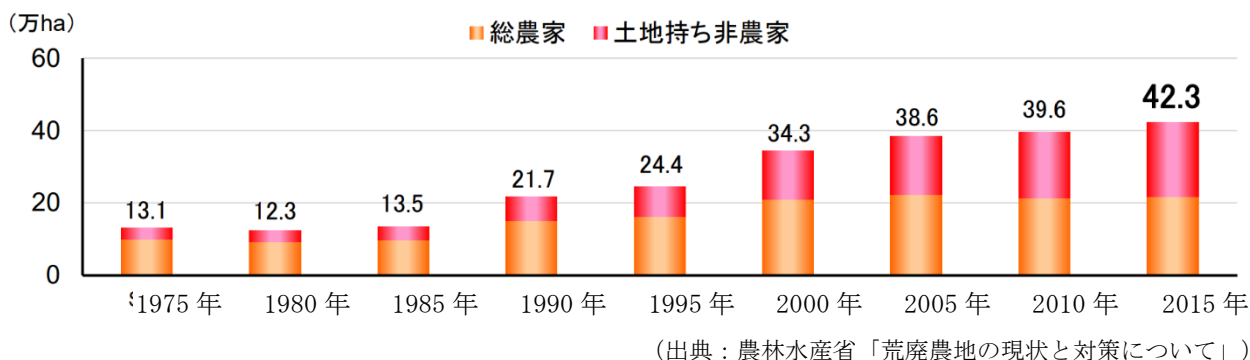
農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。

企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。このため、国家戦略特区制度の活用により兵庫県養父市で5年間の時限措置（2021年8月まで）として実施されている「企業による農地取得」特例は、迅速に継続することを決定し、全国に展開すべきである。

また、養父市における「企業による農地取得」特例においても、①農地を一旦自治体がいり入れた上で企業に売却すること、②自治体が①の農地をいり入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。

（注）兵庫県養父市は、2016年9月の改正特区法施行を受け、「企業による農地取得の特例」を実施。株式会社 Amnak、兵庫ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、住環境システム協同組合、株式会社マイファームハニーの5社が農地を取得した。付近では、農家レストランが農用地区域内設置容認されるなど、地域活性化につながっている。

(注) 耕作放棄地面積の推移 (耕作放棄地が年々増加している)



⑤飲食店等が少量の加工食品を製造する際の施設基準の緩和

【要望内容】

食品衛生法の施設基準の緩和

【厚生労働省】

【理由】

中小・小規模事業者が、少量の加工食品を製造する際に、食品衛生法により、生産量の大小にかかわらず業種ごとに製造場や生産設備をそれぞれ設置する必要があるが、生産量の少ない事業者にとっては過剰な設備となる。

このため、少量の加工食品を製造する場合については、洗浄・消毒を徹底することなどで、食品の安全・衛生を確保することが可能な場合もあるため、施設基準を緩和するべきである。

(注) 飲食店が新たに加工食品を販売する場合、既存の施設とは別に、新たに製造場を設置する必要がある

そうざい製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○製造場のほか、必要に応じ原材料保管場、原料処理場、包装場及び製品保管場を設けること ○冷蔵を要する原材料及び製品を保管する場合は、冷蔵設備を設けること
めん類製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○製造場のほか、必要に応じ乾燥場（天日乾燥の場合は、防じん設備を設けた乾燥場）及び製品保管場を設けること ○冷却用水槽は、タイル、ステンレス等の不浸透性材質とすること
菓子製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○製造場のほか、必要に応じ原材料保管場、発酵設備及び包装場を設けること

(出典: 京都府 HP「公衆衛生上必要な営業の施設の基準」)

⑥出張理容・出張美容業務の申請の簡素化

【要望内容】

出張理容・出張美容業務の申請の簡素化

【厚生労働省】

【理由】

理容所や美容所に行けない特別な事情（疾病、骨折、認知症、障害、要介護状態にある等）がある者については、出張による理美容のサー

ビス提供が認められている。出張サービスを行おうとする場合は、主たる出張場所を管轄する保健所に事前の申請を求められるケースが多く、申請に必要な書類については自治体ごとに異なっている。出張届、免許証の他、健康診断書、結核・皮膚疾患等の伝染性疾患の診断書等、入手に手間や費用を要する書類を求めている自治体もあるが、一方で、申請書類を全く求めていない自治体もある。

このため、業務マニュアル等を通じて、一定の衛生措置を確保できる場合においては、出張理美容の申請に関する書類を大幅に簡素化すべきである。

(注) 出張理美容の申請書類の例

(埼玉県) : 出張理美容届、器具等の消毒方法の概要を記載した書類、免許証の原本と写し、健康診断書、結核・皮膚疾患等の伝染性疾患の診断書

(品川区、大阪府一部地域) : 理容師・美容師の資格があれば、届出等の手続は不要

⑦法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【要望内容】

法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【法務省】

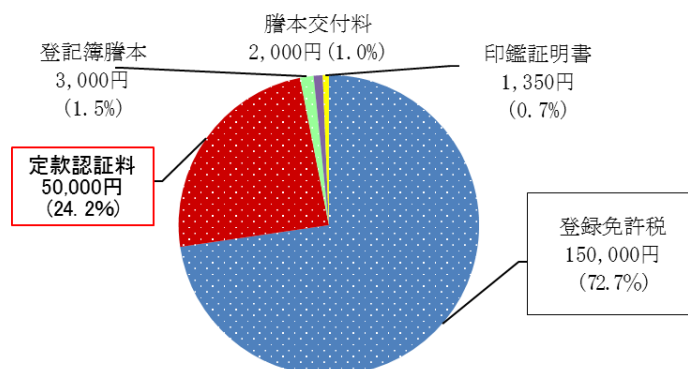
【理由】

法人設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっている。

他方、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要とされていることなどから、公証人による定款認証が形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃すべきである。

なお、仮に公証人による定款認証の撤廃が実現しない場合においても、その手数料（5万円）については、創業者によって大きな負担となっているため、その積算根拠を徹底的に検証した上で、早期に引き下げるべきである。

(注) 資本金 980 万円、従業員数 5 名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約 20 万円）内訳



(出典：第 10 回行政手続部会（2018 年 6 月 25 日）日本商工会議所提出資料)

3. 多様な人材の活躍推進

①企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【要望内容】

企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【厚生労働省】

【理由】

経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、更にはコロナ禍を契機としたテレワークの普及等に伴い、同制度の対象業務が限定的であり、ホワイトカラーの業務の複合化等に対応できていないといった課題が生じていることから、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

- (注) 企画業務型裁量労働制の対象となる業務の要件
- イ 業務が所属する事業所の事業の運営に関するものであること（例えば対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼすもの、事業場独自の事業戦略に関するものなど）
 - ロ 企画、立案、調査及び分析の業務であること
 - ハ 業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があると、「業務の性質に照らして客観的に判断される」業務であること
 - ニ 企画・立案・調査・分析という相互に関連し合う作業を、いつ、どのように行うか等についての広範な裁量が労働者に認められている業務であること

(出典：「企画業務型裁量労働制」厚生労働省)

②高度プロフェSSIONAL制度の普及・定着

【要望内容】

高度プロフェSSIONAL制度の活用促進

【厚生労働省】

【理由】

労働基準法第 41 条の 2 に規定されている「高度プロフェSSIONAL制度」は、労働時間ではなく成果で評価する柔軟かつ創造的な働き方であり、労働者の意欲や能力が十分に発揮されることにつながることから、働き方改革や生産性向上にも資する制度である。

本制度の対象労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の対象外となるが、健康管理時間に基づく健康確保措置等を講ずることが義務付けられていることから、対象労働者の健康確保に留意された制度になっている。更に、本制度の適用にあたっては、対象労働者の同意が必要であるとともに、同意の撤回に関する手続も規定されている。

本制度は昨年 4 月に施行されたが、本年 9 月末時点で 22 件・858 人の制度導入にとどまっている。本制度は、対象業務や対象労働者、賃金額等、多岐にわたる要件が課されていることから、本制度の目的や内容、手続き等について、労使が正しく理解し、適切に運用すること

で期待されている効果が発揮されるよう、一層の周知を図るべきである。

また、「働き方改革関連法」の附則第 12 条では、施行後 5 年を目途として必要に応じ所要の措置を講ずるとしているが、本制度は新たに創設された働き方であることから、期待されている効果が発揮されるよう、制度導入が少数にとどまる要因を調査・分析した上で、必要が認められる場合には関係者の真摯な審議を経て、要件・手続等について適切かつ速やかに見直していくべきである。

③災害発生など緊急時における「年次有給休暇の取得義務化」の適用除外

【要望内容】

労働基準法第 33 条の適用拡大

【厚生労働省】

【理由】

労働基準法第 33 条は、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由（サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応）については、労働時間の延長の対象になる旨を規定しており、「時間外労働の上限規制」の下においても、本規定は適用されることになっている。

しかし、年次有給休暇を付与した日（基準日）から 1 年以内に 5 日の休暇を取得させる必要がある「年次有給休暇の取得義務化」には本規定が適用されず、仮に最終月に緊急事態が発生し、5 日のうちの 1 日でも取得ができずに違反となった場合には、罰則が科されてしまう恐れがある。

災害対応や新型コロナウイルスの感染防止に伴う対応等やむを得ない場合には、「年次有給休暇の取得義務化」についても本規定を適用すべきである。

④特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大および在留申請手続の簡素化

【要望内容】

特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大および在留申請手続の簡素化

【法務省】

【理由】

特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、特定技能 1 号は 14 分野、特定技能 2 号は 1

号の14分野のうち建設、造船・船用工業の2分野が受入れ対象分野となっている。

政府は昨年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」において、当該分野を所管する行政機関から有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、法務省は制度の運用状況等を踏まえつつ関係行政機関と協議し、受入れ分野の追加について十分な検討を行う旨を定めている。

当所が本年7月～8月にかけて中小企業に対して実施した「多様な人材の活躍に関する調査」で、特定技能外国人材を既に雇用している企業および受入れに関心がある企業等に対して、政府が実施すべき取り組みについて尋ねたところ、34.0%の企業が「外国人材の受入れ対象分野の拡大」を挙げており、昨年7月～8月に全国515商工会議所に対して実施した「外国人材の受入れに関するアンケート」では、特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。

本制度により外国人を受入れた後も、生産性向上や国内人材の就業促進に係る取り組みを継続して行っていくことが不可欠であることは言うまでもないが、構造的な問題である深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁および関係省庁は人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、受入れ対象分野の追加に関する検討を行うべきである。

また、法務省出入国在留管理庁は、外国人材の受入れに係る在留申請手続について、出来るだけ簡素化するとともに、オンライン申請の利用を促進されたい。

【各地商工会議所から追加希望がある分野例】

- | | |
|---|---------------------|
| ○林業 | ○建設業（とび作業、防水施行作業等） |
| ○印刷業 | ○ビルメンテナンス業 |
| ○製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食料品、自動車部品、繊維、陶磁器等） | ○運輸業（トラック、タクシー、水運業） |
| ○縫製業 | ○卸売業（飲食料品、鮮魚） |
| ○倉庫業 | ○廃棄物処理業 |
| ○小売業（コンビニ、スーパー） | |

⑤在留資格「特定活動」の許可要件の緩和

【要望内容】

在留資格「特定活動」の許可要件の緩和

【法務省】

【理由】

「常勤雇用（正社員・契約社員）」 「日本の大学を卒業・大学院を修了」 「一定以上の日本語能力」 「日本人と同等以上の報酬」 「日本

語を用いたコミュニケーションを必要とする業務」「大学で学んだことを活かせる業務」であることなどを要件とする在留資格「特定活動」（令和元年5月30日公布・施行、留学生の就職支援に係る46号告示）について、求める日本語能力が高度すぎることから、日本国内で就職したい日本の大学を卒業した外国人留学生の採用に支障が出ている事例が発生している。

現行、「日本語能力試験N1またはBJTビジネス日本語能力テストが480点以上であること」とする要件について、例えば日本語能力試験N2程度の日本語能力に緩和すべきである。

(注) 日本語能力試験の認定目安

(日本語能力試験N2レベルがあれば、十分にコミュニケーションは可能)

級	認定の目安	参考：旧試験の認定基準
N1	<p>○幅広い場面で使われる日本語を理解できる</p> <p>【読む】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的に複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解できる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解できる。 <p>【聞く】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話ニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握できる。 	<p>高度の文法・漢字(2,000字程度)・語彙(10,000語程度)を習得し、社会生活をする上で必要な、総合的な日本語能力(日本語を900時間程度学習したレベル)</p>
N2	<p>○日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解できる</p> <p>【読む】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解できる。 <p>【聞く】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握できる。 	<p>やや高度の文法・漢字(1,000字程度)・語彙(6,000語程度)を習得し、一般的なことがらについて、会話ができ、読み書きできる能力(日本語を600時間程度学習したレベル)</p>

(出典：日本語能力試験公式HPを基に日本商工会議所事務局にて作成)

⑥離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し

【要望内容】

離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し

【厚生労働省】

【理由】

離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引き下げを予防するためのものである。しかし、この規制により、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内は、在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。

このような状況は、就業希望者のニーズに反し、就業機会そのものを阻害していることから、同規制は緩和・撤廃すべきである。

⑦障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善

【要望内容】

障害者の法定雇用率の算定対象として精神障害について精神障害者保健福祉手帳以外を認めること

【厚生労働省】

【理由】

障害者の雇用については、近年、就労希望者の着実な増加に加え、企業における理解や取り組みが進展し、雇用者数は順調に増加している。一方で、日常生活や社会生活に制約がある障害を抱えながら、さまざまな理由で障害者手帳を所持していない者も相当数存在している。

障害者雇用促進法では、雇用する障害者のうち、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所有者を法定雇用率の算定対象としているが、身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことが認められている。一方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者は対象の障害のある者でも、法定雇用率の算定対象になっていない。

現在、厚生労働省の障害者雇用分科会で、精神障害者保健福祉手帳を所持していない者の取り扱いについて、「精神通院医療の自立支援医療受給者証や指定難病の医療受給者証の交付者等の取扱いをどう考えるか」、「手帳不所持者について、就労困難性を客観的に評価することについてどう考えるか」が論点メモに取り上げられており、今後議論される見込みである。

精神障害により就労困難な者については、手帳以外の方法についても障害者の法定雇用促進法の障害者の法定雇用率の算定対象とすべきである。

⑧審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃

【要望内容】

審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃

【全省庁】

【理由】

審議会の委員は、1999年4月に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」により「委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない」こととされており、原則、委員就任時に70歳以上の者は選任することができない。また、労働審判員は2005年1月に定められた「労働審判員規則」により、68歳未満の者の中から最高裁判所が任命することになっている。

知識・経験・ノウハウが豊富な高齢者が、その知見を活かして審議・審判に参加することは大変有意義であるばかりか、こうした年齢要件は政府が提唱する「一億総活躍社会の実現」や「人生 100 年時代構想」の理念にも逆行する。

従って、審議会委員、労働審判員の年齢要件は即時撤廃すべきである。

IV. 実効性のある規制・制度改革の加速

① 「one in two out 制度」の創設

【要望内容】

新たに1つの規制を導入する場合に、少なくとも2つの既存の規制等を廃止する「one in two out 制度」の創設

【内閣府】

【理由】

政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指しており、成長戦略のKPIとして「2020年までに世界銀行事業環境ランキングにおいて、先進国（OECD）3位以内を目指す」としてきたが、現在、わが国のビジネス環境世界ランキングは、OECD35カ国の中で29位（世界銀行・ビジネス環境ランキング2020年）まで下降している。上記目標を達成するためには、規制緩和や行政手続コストの削減について抜本的に見直しを行うことが不可欠である。また、一旦緩和された規制や、削減された行政手続コストをこれ以上増やさないようにすることも重要である。

諸外国では、行政手続コスト等を増加させないために、以下（注）の制度を導入しており、これに倣ってわが国にも新たな制度を創設すべきである。例えば、新たに1つの規制を導入する場合に、2つ以上の既存の規制等を廃止する制度として「One-in/Two-out」を導入し、規制緩和を推し進めることが重要である。また、「One-in/One-out」をまず導入し、段階的に廃止する制度の数を引き上げる方法も考えられる。

規制遵守費用を算出して数値目標を設定し、取り組みの見える化を行うことや、第三者委員会を設置し、その取り組みを評価・分析することも必要である。

（注）諸外国では行政手続コスト削減の取り組みの後に、これ以上コストを増加させない仕組みを導入している。

	導入有無（導入年）	実績
アメリカ	One-in/Two-out（2017年～）	・ 3件の規制導入に対し、67件撤廃（81億ドル削減）（2017年度） ・ 14件の規制導入に対し、176件撤廃（230億ドル削減）（2018年度）
イギリス	One-in/Three-out（2015年～） One-in/One-out（2010年～） One-in/Two-out（2013年～）	毎年約22億ポンド削減 （5年間で100億ポンド超）（2015～2016年）
ドイツ	One-in/One-out（2015年～）	10億ユーロ削減（2015～2016年）
フランス	One-in/One-out（2015年～）	—
カナダ	One-for-out（2015年～）	行政手続コスト2,370万カナダドル（18億円）削減（2012～2015年）
ロシア	One-in/One-out（2015年～）	13の規制案に対し、7件を削減（2015～2016年）
イタリア	One-in/One-out（2014年には導入済み）	—
日本	×	×

(注) 総務省は、2017年7月に、規制に係る政策評価を担当する各府省の職員向けに、規制に係る政策評価に期待されている本来の目的と役割を果たすための参考資料として「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」を策定した。本マニュアルでは、規制遵守費用の推計方法等を示している。

②スーパーシティ構想実現の強力な推進

【要望内容】

スーパーシティ構想の強力な推進および横展開へ向けた整備
指定地域外における取得データの活用

【内閣府】

【理由】

スーパーシティ構想は、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を活用して第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためには、早急に取り組む必要がある。現在、改正国家戦略特別区域法が9月に施行され、来年度予算概算要求に関連予算が盛り込まれているところである。

来年の地域選定後、国および地方公共団体は、迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、先端的な技術をまとめて実践し、サービスへ繋げられるよう、縦割りを排し強力に推進することが必要である。

スーパーシティは、人の生活を主眼において、さまざまなデータを分野横断的に収集、整理し連携を進めることが重要であるが、制度としては地域を限定して指定するものとなっている。より高い精度で分析し、サービスを提供できるようにするため、対象となる人をID等で特定することができれば、スーパーシティに指定された地域以外で取得されたデータも活用できるようにすべきである。具体的には、例えば健康データや、購買データなどの行動データ等は、指定された地域以外のデータも含めて連携させることが有効な課題解決策を生み出すと考えられるため、意味のあるデータ取得が可能となる制度とされたい。

また、スーパーシティ制度によって実現された仕組みは、いち早くその取り組みを標準化し、さまざまな分野、地域に広げられるよう整備すべきである。

③期間を定めた規制緩和措置の特例の活用による規制改革の推進

【要望内容】

期間を定めた規制緩和措置の特例の活用による規制改革の推進

【内閣府、総務省】

【理由】

コロナショックは、わが国のデジタル化の遅れを顕在化させた一方で、政府が各方面の危機的な状況を打開するために特例として認めた各種規制緩和措置による迅速な対応は、コロナ禍に苦しむ事業者を窮地から救い、制限のある生活を強いられた国民に寄り添った措置として高く評価されるとともに、規制緩和によるメリットを明確に証明した。

特に、対面が原則だった初診に導入したオンライン診療は、関係者の努力により医療の質も確保され、地域医療の崩壊を瀬戸際で食い止めることに大きく役立つとともに、交通弱者や過疎地の患者に対する医療の可能性を広げ、遠隔教育、タクシーによる飲食品の配送、三密を避けるための飲食店の道路上でのテラス営業等の措置についても、多くの国民から支持されている。これらの措置は、安全性・有効性等に関する効果や課題についての検証結果を踏まえて恒久化していくことが肝要である。

更に、これまでの特区制度における地域限定の規制緩和に加えて、今般の極めて有効に機能した期間を定めた特例措置を新時代の規制改革手法として、さまざまな分野に活用していくべきである。

④特区の特例措置が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開

【要望内容】

特区の特例措置が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開

【内閣府】

【理由】

国家戦略特区は、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う制度であり、岩盤規制の突破口として位置付けられている。このため、同特区における規制改革メニューは、適切な評価を行い、特例措置で著しい課題等がないことが明らかになった場合は、速やかに全国展開すべきである。

(注) 「乗合バス事業者の運行計画・運賃等の許可申請手続」、「企業による農地取得の特例」の全国展開については、P13、20にて詳述。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 2 - 2

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>